

養育医療給付申請手続きについて



1. 給付申請手続きについて

申請される方は、次の(1)～(9)の書類等が必要ですので、下記の点に注意してください。

(1)申請書…申請者が記入・押印してください。

(2)意見書…医療機関で記入してもらってください。

※その際、必ず医療機関の事務担当者の確認印をもらってください。

(3)世帯調書…生計を同一にする方全員記入してください。

(4)健康保険証または資格情報通知書・資格確認書等(氏名や組合員証記号・番号・枝番号等を記載したもの)…申請窓口で提示してください。

(5)課税状況に関する証明書類…本市に税情報がある方、あるいはマイナンバーを用いて税情報の取得が可能な方については**証明書類の提出は原則不要です**。ただし、上記の方法で税情報の取得ができない方は、以下の書類の提出をお願いすることがあります。

提出書類及び提出する課税証明書等の年(年度)

意見書の診療予定期間の初日	4月～6月	7月～12月	1月～3月
課税証明書(全項目)	前年度	本年度	本年度

証明書は受療者の扶養義務者全員分です。(ただし、証明書上で扶養が確認できれば、その方の証明書は不要です。)

※生活保護受給中の方は、生活保護証明書

(6)印鑑…記入間違いの訂正や追加書類等がある際に必要です。

(7)委任状兼同意書…申請者が記入・押印してください。

(8)マイナンバーを確認できる書類〈例〉個人番号カード、個人番号付き住民票等、通知カード

(9)京都府子育て支援医療費受給者証…申請窓口で提示してください。

2. 申請が承認されると

自己負担額決定後、医療券を送付しますので、速やかに医療機関に提出してください。

入院医療費のうち、保険適用となる医療(診察・医学的処置・治療等)及び入院食事療養費が公費負担の対象となります。ただし、保険対象外(室料・貸しおむつ等)は全額自己負担です。

3. 問い合わせ

宇治市役所 2F 保健推進課 健康企画係

TEL 0774-22-3141(代表)